

《部会規程》

平成11(1999). 12(制定)

平成14(2002). 11(改定)

令和2(2020). 12(改定)

(設置)

第1条

本学会部門運営委員会規程2条により、部門に部会を置く。

(任務)

第2条

部会は、特定の専門分野についての会員相互の知識、情報交換により会員の啓蒙、啓発、向上をはかるため次の活動を計画実施する。

- (1) シンポジウム、見学会
- (2) 講習会、講演会
- (3) その他会員相互の啓蒙に資する活動
- (4) 部会活動状況の部門運営委員会への報告

(設置改廃)

第3条

部会の設置改廃は、申請に基づいて部門運営委員会が審議し、決定する。

1. 部門運営委員会の責任と権限により、トップダウンによる部会を設置することができる。
2. 部会の設置期間は3年以内とする。延長が必要な場合は、継続趣意書による申請に基づき、部門運営委員会の議決により3年以内で継続することができる。(なお、再継続を妨げない。)
3. 研究会の活動状況は、部門運営委員会へ報告しなければならない。
4. 部会の設置期間中に部会を休止する場合、活動休止趣意書と活動報告書を部門運営委員会に提出する。
5. 部会の設置期間中に部会を終了する場合、活動終了趣意書と活動報告書を部門運営委員会に提出する。

(構成)

第4条

- 1 部会に、主査、副主査及び幹事を置く。
- 2 主査及び副主査は、部門長の推薦に基づき、部門運営委員会の承認を経て、部門長が委嘱する。
- 3 幹事は、主査が指名する。
- 4 主査、副主査及び幹事は、本学会会員であることとする。
- 5 部会構成員は、本学会の会員であることを原則とする。

(職務及び運営)

第5条

- 1 主査は、部会の運営を司る。
- 2 副主査は、主査を補佐し、主査に事故あるときは主査の職務を代行する。
- 3 幹事は、主査、副主査を補佐し、部会の運営を分担する。
- 4 部会は、部会運営委員会を設置するものとし、委員は主査が指名する。
- 5 第2条に掲げる活動を行うにあたっては、会誌やホームページ等を通じてできるだけ速やかに会員に予告するものとする。
- 6 部会運営委員会に関する事項は、部会において定める。

(庶務)

第6条

部会の庶務は、学会事務局が担当する。

(改廃及び発効)

第7条

本規程の改廃及び発効は、部門運営委員会の議を経るものとする。

附則

この規定の変更は、令和2年12月18日から施行する。